
カメセミナーS-7

アカミミガメ規制に向けた社会情勢

片岡友美 (認定NPO法人生態工房)

The social situation toward regulating red-eared sliders

Tomomi KATAOKA (NPO Eco-works)

アカミミガメ, 特定外来生物に指定される?

2013年、「環境省がアカミミガメを特定外来生物に指定する方針を発表した」というニュースが報道された。アカミミガメ問題の解決には朗報と思われたが、ネットや新聞などでは賛否が分かれ、中には飼育者の不安を煽るような表現や、世論をミスリードしかねない不正確な情報が見られた。本発表では、アカミミガメの規制に関する現在の情勢を伝え、規制の実現に向けて市民やNPO、研究者らに期待される行動目標を示し、問題解決の導入となる提言を行った。

規制の検討状況

環境省では、2012年から「外来種被害防止行動計画」(仮称、以下「行動計画」と称す)を策定中である。この中に、2020年までに環境省が実施することとして、アカミミガメについて、野外に大量遺棄されないような対策を講じた上で、段階的な規制の導入を検討すると書かれている。環境省では、様々な情報を収集し、飼育者や輸入・販売業者への対策を講じながら、特定外来生物への指定を視野に入れた段階的な規制導入の検討を行うとしている。つまり、場合によっては外来生物法以外での法規制もあり得るということである。また、現段階では規制の検討も始まっていない。行動計画が公表される2014年7月以降に検討が開始される予定である。

市民, NPO, 研究者がやるべきこと

WTO(世界貿易機関)の協定により、アカミミガメの輸入を規制するには、輸出国の同意が必要である。現状では、我が国でのアカミミガメの被害に関する知見や学術論文が不足しており、主な輸出国であるアメリカと中国の同意を得られないのではないかと懸念されている。よって、日本におけるアカミミガメの生態や行動、在来種への影響について、早急に研究成果の公表が求められる。また、多くの人や団体がアカミミガメの防除を始めることも重要である。規制実現に向けて、各主体が2019年までにこれらの活動に積極的に取り組むことを期待したい。

